



平成27年7月10日

美作市長 萩原誠司様

美作市庁舎整備検討市民委員会

委員長 烏越重一

美作市庁舎整備に関する建議書

美作市庁舎整備検討市民委員会規則第2条により、別紙のとおり建議します。

美作市庁舎整備に関する建議書

平成27年7月10日

美作市庁舎整備検討市民委員会

美作市庁舎整備検討市民委員会は、下記のとおり新築移転することを建議します。

記

美作市庁舎整備検討市民委員会は、平成26年1月15日の第1回委員会の開催以降、今日に至るまで7回にわたる審議を行ってきた。

市庁舎建設に関しては、大きく三つの論点があった。第一に既存の本庁舎を改築（耐震工事）又は新築すること、第二に既存の総合支所を増築して本庁舎とすること、第三に新築移転することである。

第一案について、現在の市庁舎は、狭隘化、分散化、老朽化、耐震性能の著しい不足等の問題を抱えており、借地用地のこともあり断念した。

第二案について、既存の総合支所の活用は、地理的及び敷地面積、耐用年数等考慮して、作東総合支所及び勝田総合支所が候補としてあったが、現在においても22年以上経過していることから、30数年後の建て替えの検討が必要になることや、利便性・経済性の問題、美作総合支所が必要なことなど問題点が多くあったことも否めない。まして、移転新築と比べて一般財源において数億円の削減であれば、第三の案の方が勝っていると考えられる。しかし、現在の財政状況を勘案して、経費の節減を最大限行うことになれば、この第二案も捨てがたい。

第三案について、現在の本庁舎に近いところに新築移転することになれば、市民の動搖等については少なく、利便性、経済性、狭隘化には対応できると思われる。そして、市民の利便性を考えれば、保健福祉部及び教育委員会が入る総合庁舎が望ましいと考える。

各委員の意見としては、この第三案が大勢を占めていることから、「現在の本庁舎に近いところに新築移転」を要望する。しかし、広大な用地を必要とし、用地交渉は困難が予想されるため、状況に応じて第二案及び分庁舎方式についても同時に検討する必要があると思われる。

いずれにしても、次の世代に大きな負担を残さないように、合併特例債は最大限活用し、将来の人口推移を勘案してコンパクト化を図ることにより、事業費を可能な限り抑えいただきたい。

また、地域の特性を生かした、みまさかの木の有効活用についても配慮いただきたい。